

IFLA 倫理綱領ⁱ

2012年4月ⁱⁱ

前文

この倫理綱領及び専門職規範は、それぞれ司書とその他の情報関連職ⁱⁱⁱの人々へのガイダンスとしての倫理的条項であり、図書館情報協会が自らの倫理綱領を作成あるいは改訂する際に参考となるために提示されるものである。

倫理綱領の目的は以下のように述べることができる。

- ・ 図書館司書やそのほかの情報関連職が方針を形成したり相反する事柄に対応できるように支援する
- ・ 専門職としての自覚を改善する
- ・ 利用者と広く社会に透明性を提供する

この倫理綱領は、既存の倫理綱領を差し替えるものではなく、研究したり、集まって専門的アドバイスを受けて議論するという過程を経て独自の倫理綱領を展開していこうとする専門職団体の責務を除外するものでもない。この倫理綱領の完全遵守を期待しているわけでもない。

この倫理綱領は以下の信念に基づいて提示されるものである。

ライブラリアンシップとは、あらゆる本質において、情報に関連する専門的業務に価値の高いアプローチを実際化する倫理的活動である。思想や情報を相互共有する必要性は、この数世紀に複雑化してきた社会において、さらに重要性を増しており、図書館とは何かそしてライブラリアンシップの活動とは何かという原理を示すものである。現代社会では、図書館と司書を含む情報関連組織団体とそこで働く専門職の役割とは、最大限に記録・記憶を利用し、情報を表現し、さらにそれらにアクセスできる手段を提供することである。社会的、文化的、経済的な豊かさにおける事業での情報サービスはライブラリアンシップの真髄であり、したがって司書は社会的責任を負うものである。

ⁱ 訳注；IFLA-Code of Ethics for Librarians and other Information Workers 訳文では長くなるので、簡便に「IFLA 倫理綱領」とした。

ⁱⁱ 訳注；短い簡略版は2012年7月12日に作成されている。

ⁱⁱⁱ 訳注；原文では other Information Workers となっている。司書として図書館情報学の教育訓練を受けていないが、図書館情報システム構築や図書館情報ネットワーク維持管理担当をおこなっている職種の従事者などを対象と考えられている。

さらに、人として情報や思想を相互に分ち合う必要があると思われる信念は、正当な情報権認知を包括するものである。人権思想は、特に「国連世界人権宣言(1948)」で表明されているように、すべての人々が他人の人権を認め理解し、その権利を尊重することを求めている。特に、第19条はすべての人々が自由に意見や表現する権利、情報へアクセス権利を定めたものである。

第19条は「国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える」^{iv} 権利を定めたものであり、図書館と現代の先進的なライブラリアンシップの活動について明確な原理を示している。声明や言明、方針、リストにあげるには多すぎるぐらいの技術的な文書でも、IFLAは情報を扱う活動の理解を広めてきた。この活動に暗黙的に含まれていることは、情報権という考えであり、広く専門職と社会にとっての重要性である。一方では、情報権を強く主張するということは、司書とその他の情報関連職の人々が、関係する法律について原則的に批判することになり、助言の準備をすることになり、適切であれば、法律がもつ課題と運営の双方を改善するように提唱することになる。

この倫理綱領の条項は、この前文で専門職の規範としていくつか提案したアウトラインにそった核となる原則で構築されている。これらの核となる原則が、あらゆる倫理綱領の中心に維持されていると考える範囲であれば、倫理綱領の各論で、個別の社会や、現実あるいは仮想的なコミュニティによっては、必要に応じ多様なものとなるだろうとIFLAは認識している。倫理綱領作成は専門職団体では必須の務めであり、それはちょうど倫理的影響があらゆる専門職にとって必要不可欠であることと同じである。IFLAはこれらの目的のために、倫理綱領をすべての参加している図書館協会や団体、個々の司書やそのほかの情報関連職の人々に薦めるものである。

IFLAは適切な時期になれば、いつでもこの倫理綱領を改訂することに同意している。

1. 情報へのアクセス

司書とその他の情報関連職の人々にとって核となる使命は、個人の発達や教育、文化的豊かさ、余暇、経済活動や民主主義について情報にもとづく参加と向上、といったすべての

^{iv} 訳注; 武田英治編『図書館法規基準総覧』日本図書館協会、1992 p.1433 「市民的及び政治的権利に関する国際規約 抄(人権B規約) 第19条2 全ての者は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書きもしくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。」

ために情報に確実にアクセスできるようにすることである。

司書とその他の情報関連職の人々は、情報や思考へのアクセス制限や拒否、特に地方自治体や政府であろうと、宗教団体や市民活動団体であろうと、検閲に抗していく。

人々にサービスを提供している司書やその他の情報関連職の人々は、その所蔵資料へのアクセスを提供するのに、あらゆる努力を払うべきであり、また、利用者に無料で提供するべきである。もし会費や管理費が不可欠であるのなら、できるだけ低くおさえるべきであるし、実際的な解決策を考えて社会的弱者である人々が阻害されないようにする。

司書やその他の情報関連職の人々は、所蔵資料やサービスを運営し公に広報し、利用者や期待できる利用者にその存在や利用できることを知らせる。

司書やその他の情報関連職の人々は、すべての人々がアクセスしやすいように資料を最も効果的な方法で活用する。この目的のために、図書館と他の情報提供組織は自らのウェブサイトが国際基準にあわせたアクセシビリティに準拠しており、ウェブサイトにアクセスすることが障壁とならないようにすることを明確にしておく。

2. 個人と社会に対する責任

包括と差別根絶を進めるために、司書とその他の情報関連職の人々は、情報へのアクセス権が拒否されず、年齢やどこの市民であっても、政治的思想や肉体的あるいは精神的な能力、ジェンダー帰属意識境遇、教育、収入、移民や亡命を求める避難民、結婚の是非、人種民族、ゲイ、であろうとなかろうと公平なサービスが確かに受けられるようにする。

司書やその他の情報専門職の人々は、国の少数言語を話す人々と、その人々がその言語で情報にアクセスできる権利を尊重する。

司書とその他の情報関連職の人々は、自律的な利用者が自分の求める情報を探せるように内容を組織化し提供する。司書とその他の情報関連職の人々は、利用者が情報探索をする援助と支援をおこなう。

司書とその他の情報関連職の人々は、読書スキルを増加するためのサービスを提供する。情報を同定化し、探しだし、評価し、まとめて創造し、利用してコミュニケーションする能力を含むという情報リテラシーを促進していく。そして、情報の倫理的利用を勧めて、

剽窃やそのほか情報の誤用を省く援助をする。

司書とその他の情報関連職の人々は、未成年の保護を尊重し、このことが成人の情報権に強い影響を与えないようにする。

3. プライバシー、秘密性、透明性

司書とその他の情報関連職の人々は、個人のプライバシーを尊重し、必要に応じて個人と組織団体との間で相互利用される個人のデータを保護する。

図書館と利用者との関係は秘密として信頼されたもののひとつであり、司書とその他の情報関連職の人々は、利用者のデータがもともと取り扱われた処理以上に使われないことを明確にしておく明確な手段を講じておく。

司書とその他の情報関連職の人々は、透明性を支援し積極的にすすめておく。そうすれば政府や管理部門の業務は一般の人々の監視に対してオープンとなる。また、このことがいわゆる「内部告発者」による秘密の裂け目を作り出して、違法行為や腐敗、犯罪をさらしだすだろうと一般の人々が関心をもつことであると認識する。

4. オープン・アクセスと知的財産

司書とその他の情報関連職の人々の関心は、図書館利用者があらゆる種類あるいは形態のメディアにある情報や思想に、最も可能なアクセスを提供できることである。このことはオープン・アクセスや公開された情報源、公開されたライセンスの原則を支援するものである。

司書とその他の情報関連職の人々は、公平で素早く、経済的で効果的な情報へのアクセス利用を提供することを目的としている。

司書とその他の情報関連職の人々は、図書館にとって、著作権の制限に対して例外と制限を広報する専門的な義務を負っている。

司書とその他の情報関連職の人々は、著者や出版社、その他著作権で保護されている作品のクリエイターとパートナーである。司書とその他の情報関連職の人々は、著者や他のク

リエーターの知的財産権を認め、その権利が確保されることを追及している。

司書とその他の情報関連職の人々は、利用者のために著作物へのアクセスがもっとも好ましい期間であるように交渉し、そのアクセスが知的財産法を管理するという意味で不必要に妨害されたり邪魔されたりしないように、また、ライセンスが国レベルでの法の枠内にある図書館にとって例外以上になりすぎないように、確実におこなっていくことを追及する。司書とその他の情報関連職の人々は、適切に権利保持者の権利と個人や図書館のように提供する組織との間でのバランスを尊重できるように、知的財産制度を確立していくことを勧めていく。

司書とその他の情報関連職の人々はまた、著作権保護期間は制限されるべきであり、パブリック・ドメインにはまり込んだ情報は、公に自由なままに^v維持しておくべきであると広報していく。

5. 中立性と個人の誠実性、そして専門職としての技能

司書とその他の情報関連職の人々は、図書館資料やアクセス、サービスに関して厳密に中立と偏見のない立場を誓う。中立性は最もバランスのとれた図書館資料コレクションとなり、達成できる情報への最もバランスのとれたアクセスとなる。

司書とその他の情報関連職の人々は、情報の選択や組織化、保存、提供、普及のための方針を明確にし、公表する。

司書とその他の情報関連職の人々は、個人的な信念と専門職としての義務との間で区別を認める。中立性を執行する際に、個人的な興味関心や個人的に信じていることを優位にしない。

司書とその他の情報関連職の人々は、働いているところで自由に発言する権利があり、利用者に対しての中立性の原則に違反するものではない。

司書とその他の情報関連職の人々は、ライブラリアンシップに直接影響する腐敗、例えば図書館資料の供給品の調達や、図書館内での担当の任命、図書館での契約や財政管理などの不正行為と戦う。

^v 訳注；原文では public and free

司書やその他の情報関連職の人々は、知識や技術を維持し、さらに良くすることで、専門職としての卓越性を高めるため奮闘する。サービスとしての品質の最高水準をめざし、専門職の断固たる評価をあげていく。

6. 同僚と雇用関係

司書とその他の情報関連職の人々は、公平さと尊敬をもってお互い対応する。

司書とその他の情報関連職の人々は、年齢や市民権、政治的信念、肉体的あるいは精神的な能力、ジェンダー、結婚の是非、人種民族、宗教、ゲイ、といった雇用者のいかなる面においても差別に反対する。

司書とその他の情報関連職の人々は、比較できるような仕事に従事している男性と女性では、公平な給与と手当を受けられるように勧めていく。

司書とその他の情報関連職の人々は、その専門的な経験を同僚と相互にわかちあい、新しく専門職になった人々が専門職としてのコミュニティにはいってきて、そのスキルを伸長できるように援助し指導する。専門職団体での活動に貢献し、研究に参加し、専門的な資料を出版する。

司書とその他の情報関連職の人々は、その専門性と倫理的行動に基づく評判と地位を得られるように奮闘する。不公平な方法を使って、同僚と競争してはいけない。

(訳責：井上靖代 (JLA 図書館の自由委員会、FAIFE 委員 2013年1月))

さらにもっと知るために（文献リスト）

The Ethics of Librarianship. An International Survey. Ed. By Robert W. Vaagan with an introduction by Alex Byrne. München: Saur 2002 VI, 344 p.

内容；各国での図書館協会等が作成した倫理綱領と、その背景となる状況などをふまえた論文集。

Gebolys, Zdzislaw, Jacek Tomaszczyk: *Library Codes of Ethics Worldwide. Anthology.* Berlin: Simon 2012. 267 p.

内容：上記と同じく、世界各国での倫理綱領についての論文集。上記の本が出版されたのち、東欧など多くで制定されるようになり、新しく制定された倫理綱領について重点がおかれている。

Professional Codes of Ethics for Librarians. IFLA-Committee on Freedom of Access to Information and Free Expression (FAIFE).

= <http://www.ifla.org/en/faife/professional-codes-of-ethics-for-librarians> (19.03.2012)

内容：各国の図書館協会等の倫理綱領の英語訳のリスト

Sturges, Paul: Doing the Right Thing. Professional ethics for information workers in Britain. In: *New Library World*. 104, 2003, n. 1186, p. 94-102.

<http://www.fims.uwo.ca/people/faculty/frohmann/LIS774/Documents/Sturges%20on%20codes.pdf> (19.03.2012).

内容：前 FAIFE 委員長であるスタージス氏の講演記録。なお、FAIFE のサイトにはいままでの IFLA 大会での講演や発表記録、FAIFE がおこなってきたワークショップの記録などが PDF アーカイブとしてアップされておりダウンロード可能である。